

## 広島県警察本部告示第10号

下記1に掲げる期間及び場所における道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第7号及び第4条の規定による道路標示による車両通行帯の交通規制，同法第4条及び第26条の2第3項の規定による道路標示による進路変更禁止の交通規制並びに同法第4条及び第35条の規定による道路標識等による進行方向別通行区分の交通規制は無効であったから，当該期間及び場所において，本交通規制により，信号無視（原動機付自転車の小回り右折に係るものに限る。），進路変更禁止違反又は指定通行区分違反として交通取締りを受け，反則金を納付した者に対して反則金を返還するほか，本交通規制による反則行為に対する違反点数を抹消し，違反点数が累積されたことにより，運転免許の初心運転者講習，違反者講習，停止処分者講習又は取消処分者講習を受講した者に対して当該講習受講に係る手数料を，本来の運転免許の更新区分と異なる更新区分により更新時講習を受講した者に対して当該講習受講に係る手数料の差額を返還するので，速やかに下記2に掲げる書類を持参の上，下記3に掲げる窓口へ申し出てください。

平成26年11月13日

広島県警察本部長 宮 園 司 史

### 1 無効な交通規制（車両通行帯，進路変更禁止及び進行方向別通行区分）の期間及び場所

#### (1) 期間

平成6年2月13日から平成26年7月29日までの間

#### (2) 場所

広島市安佐南区大塚西四丁目4番7号先（広域公園南口交差点）南西方30メートル地点から広島市安佐南区大塚西四丁目4番7号先（広域公園南口交差点）までの間の道路

### 2 請求に必要な書類

#### (1) 反則金を納付した者

ア 交通反則告知書又は交通反則通告書

イ 反則金の納付書・領収証書

#### (2) 初心運転者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び初心運転者講習受講に係る領収証書又は初心運転者講習修了証書

#### (3) 違反者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び違反者講習受講に係る領収証書

#### (4) 停止処分者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び停止処分者講習受講に係る領収証書又は運転免許停止処分書

#### (5) 取消処分者講習を受講した者

上記(1)アの書類及び取消処分者講習受講に係る領収証書又は取消処分者講習修了証書

#### (6) 本来の更新区分と異なる更新区分により更新時講習を受講した者

上記(1)アの書類及び更新時講習受講に係る領収証書

3 請求及び照会窓口

広島県警察本部交通部交通指導課通告第一係

電話(082)228-0110 内線705-512